

令和3年厚木市議会第8回会議（12月定例会議）提出案件一覧表

- 報告第17号 専決処分の報告について（粗大ごみの収集作業中における事故に係る損害賠償）
- 議案第72号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 議案第73号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 議案第74号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 議案第75号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 議案第76号 厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第77号 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第78号 厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第79号 厚木市市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第80号 厚木市心身障害者福祉手当支給条例及び厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第81号 厚木市立児童館条例の一部を改正する条例について
- 議案第82号 厚木市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について
- 議案第83号 厚木市住みよいまちづくり条例の一部を改正する条例について
- 議案第84号 厚木市建築関係手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第85号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について（飯山地区）
- 議案第86号 町の区域の設定及び字の廃止について（飯山地区）
- 議案第87号 厚木市立老人憩の家指定管理者の指定について
- 議案第88号 厚木市立社会教育集会所指定管理者の指定について
- 議案第89号 令和3年度厚木市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第90号 令和3年度厚木市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第91号 令和3年度厚木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第92号 令和3年度厚木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第93号 令和3年度厚木市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第94号 令和3年度厚木市病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第95号 令和3年度厚木市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

報告第17号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

1 専決処分した事項

粗大ごみの収集作業中に家屋の外壁を破損した事故に係る損害賠償の額の決定に関する事項

2 損害賠償の相手方及び損害賠償の額

損害賠償の相手方	損害賠償の額
厚木市在住の男性	235,950円 (物件損害賠償の額)

3 専決番号

専決第5号

4 専決処分日

令和3年10月27日

令和3年11月29日提出

厚木市長 小林 常 良

議案第72号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

住 所 厚木市妻田北
氏 名 前 頭 七 恵 様
昭和33年 生まれ

令和3年11月29日提出

厚木市長 小 林 常 良

提案理由

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求める。

議案第73号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

住 所 厚木市元町
氏 名 安 部 眞 知 子 様
昭和25年 生まれ

令和3年11月29日提出

厚木市長 小 林 常 良

提案理由

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求める。

議案第74号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

住 所 厚木市下荻野
氏 名 福 添 浩 美 様
昭和35年 生まれ

令和3年11月29日提出

厚木市長 小 林 常 良

提案理由

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求める。

議案第75号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

住 所 厚木市王子
氏 名 太 田 紀 子 様
昭和37年 生まれ

令和3年11月29日提出

厚木市長 小 林 常 良

提案理由

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求める。

議案第76号

厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月29日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

一般職職員の給与について、今年度の人事院勧告に沿った改定をするため、関係条例の一部を改正する。

厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(厚木市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 厚木市職員の給与に関する条例(昭和32年厚木市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項各号列記以外の部分中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 厚木市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項各号列記以外の部分中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

(厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年厚木市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第77号

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月29日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

常勤特別職職員の期末手当について、一般職職員の給与に準じて改定するため、関係条例の一部を改正する。

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（昭和36年厚木市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の210」を「100分の195」に改める。

第2条 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の195」を「100分の202.5」に改める。

(厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成23年厚木市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の207.5」を「100分の192.5」に改める。

第4条 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の192.5」を「100分の200」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第78号

厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
について

厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月29日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

議会の議員の期末手当について、常勤特別職職員の給与に準じて改定するため、本条例の一部を改正する。

厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成20年厚木市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項各号列記以外の部分中「100分の210」を「100分の195」に改める。

第2条 厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項各号列記以外の部分中「100分の195」を「100分の202.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第79号

厚木市市税条例の一部を改正する条例について

厚木市市税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月29日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、環境性能に応じて軽自動車税を軽減する特例措置を2年間延長するほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市市税条例の一部を改正する条例

厚木市市税条例（平成12年厚木市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この条において同じ。）」を加える。

第15条第1項各号列記以外の部分中「又は各連結事業年度」を削る。

附則第9項各号列記以外の部分中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、附則第11項第1号中「第30項第3号及び第38項」を「第27項第3号及び第34項」に改め、同項第2号中「附則第15条第19項、第30項第1号及び第39項」を「附則第15条第16項、第27項第1号及び第35項」に改め、同項第4号中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項第5号中「附則第15条第41項及び第64条」を「附則第64条」に改め、附則第12項各号列記以外の部分中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、附則第24項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、附則第25項及び第26項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、附則第29項を附則第32項とし、附則第28項を附則第31項とし、附則第27項の次に次の3項を加える。

28 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第31条第2号アの規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第24項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

29 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限り。）に対する第31条第2号アの規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第25項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

30 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限り。）に対する第31条第2号アの規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第26項の表の左

欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

(1) 第15条第1項各号列記以外の部分の改正規定及び附則第3項の規定 令和4年4月1日

(2) 第10条の改正規定及び次項の規定 令和6年1月1日

(個人の市民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の厚木市市税条例（以下「新条例」という。）第10条の規定は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(法人の市民税に関する経過措置)

3 新条例第15条第1項各号列記以外の部分の規定は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

5 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

6 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第80号

厚木市心身障害者福祉手当支給条例及び厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市心身障害者福祉手当支給条例及び厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月29日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

厚木市心身障害者福祉手当の支給要件等を改めるため、関係条例の一部を改正する。

厚木市心身障害者福祉手当支給条例及び厚木市行政手続における
特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改
正する条例

(厚木市心身障害者福祉手当支給条例の一部改正)

第1条 厚木市心身障害者福祉手当支給条例(昭和48年厚木市条例第11号)の一
部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(対象者)

第3条 手当の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、支給年度
の4月1日(以下「基準日」という。)に市内に住所を有している心身障害
者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者と
しない。

(1) 基準日において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第
5条第11項に規定する障害者支援施設、児童福祉法第7条第1項に規定す
る障害児入所施設又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に
規定する特別養護老人ホームに入所している者

(2) 基準日の属する月の分の特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和
39年法律第134号)第17条に規定する障害児福祉手当若しくは同法第26条
の2に規定する特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律
(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項に規定する福祉手当の支給を受
けている者

(3) 基準日の属する年度の前年度に神奈川県在宅重度障害者等手当支給条
例(昭和44年神奈川県条例第9号)第3条第1項に規定する手当の支給を受
けている者

(4) 基準日において他の市区町村の支給決定により、障害者総合支援法に基
づく障害福祉サービスを受けている者

(5) 基準日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)
の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)が課さ
れている者

第4条の表備考以外の部分を次のように改める。

区分	手当の額
省令別表第5号の1級又は2級の者	年額 36,000円
省令別表第5号の3級又は4級の者	年額 26,000円
知能指数50以下の者	年額 36,000円
知能指数75以下の者	年額 26,000円
政令第6条第3項の表の1級の者	年額 36,000円
政令第6条第3項の表の2級の者	年額 26,000円

第5条中「手当の支給要件に該当する者」を「対象者」に改める。

(厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条

例の一部改正)

第2条 厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成27年厚木市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中9の項を10の項とし、8の項の次に次のように加える。

9 市長	厚木市心身障害者福祉手当支給条例（昭和48年厚木市条例第11号）による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当に関する情報又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの (6) 介護保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
------	---	--

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第81号

厚木市立児童館条例の一部を改正する条例について

厚木市立児童館条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月29日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

厚木北児童館の移転に伴い、その位置を定めるため、本条例の一部を改正する。

厚木市立児童館条例の一部を改正する条例

厚木市立児童館条例（昭和42年厚木市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表厚木市立厚木北児童館の項中「元町9番5号」を「寿町3丁目15番26号」に改める。

附 則

この条例は、令和4年3月30日から施行する。

議案第82号

厚木市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について

厚木市営自転車等駐車場条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月29日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

中町1丁目第1自転車等駐車場及び中町1丁目第2自転車駐車場を廃止するため、本条例の一部を改正する。

厚木市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

厚木市営自転車等駐車場条例（昭和57年厚木市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中町1丁目第1自転車等駐車場の項及び中町1丁目第2自転車駐車場の項を削る。

別表第1中町1丁目第1自転車等駐車場の項及び中町1丁目第2自転車駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第83号

厚木市住みよいまちづくり条例の一部を改正する条例について

厚木市住みよいまちづくり条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月29日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

民法の一部改正に伴い、地域まちづくり計画の策定等に当たり同意を得る対象者の年齢を改めるため、本条例の一部を改正する。

厚木市住みよいまちづくり条例の一部を改正する条例

厚木市住みよいまちづくり条例（平成15年厚木市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号、第13条第2項第1号及び第17条第2項第1号中「20歳以上」を「18歳以上」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第84号

厚木市建築関係手数料条例の一部を改正する条例について

厚木市建築関係手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月29日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定申請等に対する審査手数料の算定方法の一部を改めるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

厚木市建築関係手数料条例（令和3年厚木市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項第1号中「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査（以下「技術的審査」という。）」を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることにつき、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による審査（以下「登録住宅性能評価機関による審査」という。）」に改め、同号ア中「6,000円」を「8,000円」に改め、同号イ中「1住戸につき、」及び「を、当該住戸のうち同時に当該申請を行う住戸の合計数（以下「同時申請住戸数」という。）で除した金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、同号イ(ア)中「1万2,000円」を「1万5,000円」に改め、同号イ(イ)中「2万1,000円」を「2万6,000円」に改め、同号イ(ウ)中「31戸未満」を「26戸未満」に、「3万1,000円」を「4万1,000円」に改め、同号イ(エ)中「31戸以上」を「26戸以上」に、「5万8,000円」を「7万1,000円」に改め、同号イ(オ)中「9万9,000円」を「12万円」に改め、同号イ(カ)中「16万円」を「19万円」に改め、同号イ(キ)中「20万円」を「24万円」に改め、同号イ(ク)中「21万円」を「26万円」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「技術的審査又は住宅性能評価」を「登録住宅性能評価機関による審査」に改め、同号イ中「1住戸につき、」及び「を、同時申請住戸数で除した金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、同号イ(ウ)中「31戸未満」を「26戸未満」に改め、同号イ(エ)中「31戸以上」を「26戸以上」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「1住戸につき、前3号」を「前2号」に改め、「当該確認の申請等に対する審査の申出に係る住戸の合計数で除した金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を」を削り、同号を同項第3号とし、同表の2の項第1号中「技術的審査」を「登録住宅性能評価機関による審査」に改め、同号ア中「3,000円」を「4,000円」に改め、同号イ中「1住戸につき、」及び「を、当該住戸のうち当該申請を行う日の前日までに前の項に規定する認定を受けた住戸の合計数（以下「既認定住戸数」という。）で除した金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、同号イ(ア)中「6,000円」を「7,500円」に改め、同号イ(イ)中「1万500円」を「1万3,000円」に改め、同号イ(ウ)中「31戸未満」を「26戸未満」に、「1万5,500円」を「2万500円」に改め、同号イ(エ)中「31戸以上」を「26戸以上」に、「2万9,000円」を「3万5,500円」に改め、同号イ(オ)中「4万9,500円」を「6万円」に改め、同号イ(カ)中「8万円」を「9万5,000円」に改め、同号イ(キ)中「10万円」を「12万円」に改め、同号イ(ク)中「10万5,000円」を「13万円」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「技術的審査又は住宅性能評価」を「登録住宅性能評価機関による審査」に改め、同号イ中「1住戸につき、」及び「を、既認定住戸数で除した金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、同号イ(ウ)中「31

戸未満」を「26戸未満」に改め、同号イ(エ)中「31戸以上」を「26戸以上」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前の項第4号」を「前の項第3号」に、「1住戸につき、前3号」を「前2号」に改め、「当該確認の申請等に対する申出に係る住戸の合計数で除した金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を」を削り、同号を同項第3号とし、同表の3の項第1号中「技術的審査」を「登録住宅性能評価機関による審査」に改め、同号ア中「9,100円」を「1万2,000円」に改め、同号イ中「1住戸につき、」及び「を、同時申請住戸数で除した金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、同号イ(ア)中「1万8,000円」を「2万3,000円」に改め、同号イ(イ)中「3万2,000円」を「4万円」に改め、同号イ(ウ)中「31戸未満」を「26戸未満」に、「4万6,000円」を「6万1,000円」に改め、同号イ(エ)中「31戸以上」を「26戸以上」に、「8万7,000円」を「11万円」に改め、同号イ(オ)中「15万円」を「17万円」に改め、同号イ(カ)中「25万円」を「29万円」に改め、同号イ(キ)中「30万円」を「36万円」に改め、同号イ(ク)中「32万円」を「40万円」に改め、同項第2号中「技術的審査」を「登録住宅性能評価機関による審査」に改め、同号イ中「1住戸につき、」及び「を、同時申請住戸数で除した金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、同号イ(ウ)中「31戸未満」を「26戸未満」に改め、同号イ(エ)中「31戸以上」を「26戸以上」に改め、同項第3号中「1住戸につき、」及び「当該確認の申請等に対する審査の申出に係る住戸の合計数で除した金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を」を削り、同表の4の項第1号中「技術的審査」を「登録住宅性能評価機関による審査」に改め、同号ア中「4,550円」を「6,000円」に改め、同号イ中「1住戸につき、」及び「を、既認定住戸数で除した金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、同号イ(ア)中「9,000円」を「1万1,500円」に改め、同号イ(イ)中「1万6,000円」を「2万円」に改め、同号イ(ウ)中「31戸未満」を「26戸未満」に、「2万3,000円」を「3万500円」に改め、同号イ(エ)中「31戸以上」を「26戸以上」に、「4万3,500円」を「5万5,000円」に改め、同号イ(オ)中「7万5,000円」を「8万5,000円」に改め、同号イ(カ)中「12万5,000円」を「14万5,000円」に改め、同号イ(キ)中「15万円」を「18万円」に改め、同号イ(ク)中「16万円」を「20万円」に改め、同項第2号中「技術的審査」を「登録住宅性能評価機関による審査」に改め、同号イ中「1住戸につき、」及び「を、既認定住戸数で除した金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、同号イ(ウ)中「31戸未満」を「26戸未満」に改め、同号イ(エ)中「31戸以上」を「26戸以上」に改め、同項第3号中「1住戸につき、」及び「当該確認の申請等に対する申出に係る住戸の合計数で除した金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を」を削り、同表の5の項中「決定」の次に「又は管理者等の選任」を加え、「1住戸につき」を削り、同表の6の項中「1住戸につき」を削り、同表に次のように加える。

7	長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例の許可の申請に対する審査	16万円
---	---	------

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

議案第85号

住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について

飯山地区の住居表示を実施すべき市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域内における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

令和3年11月29日提出

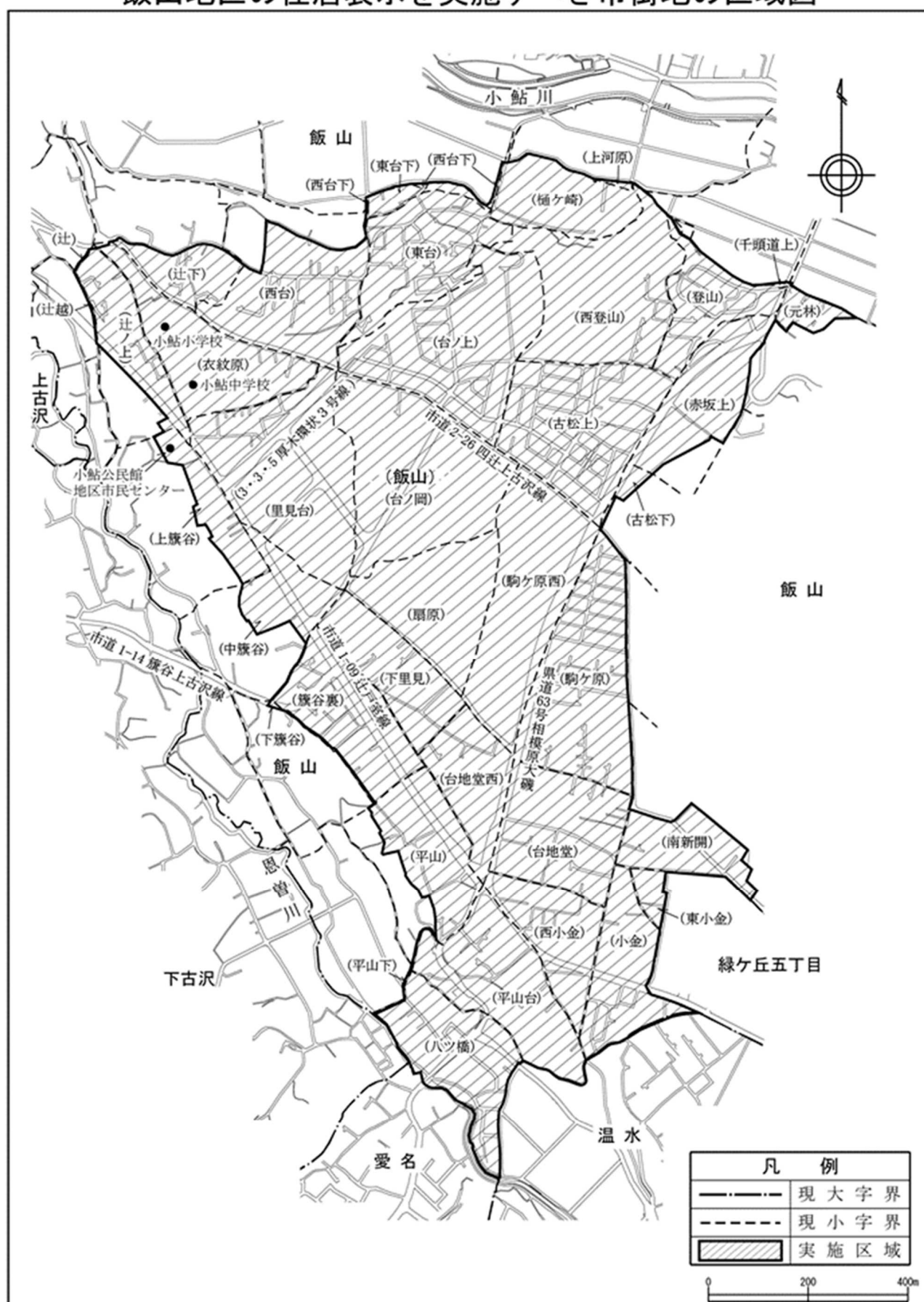
厚木市長 小林 常 良

提案理由

住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、議決を求める。

別図

飯山地区の住居表示を実施すべき市街地の区域図



議案第86号

町の区域の設定及び字の廃止について

令和4年10月11日から別紙のとおり飯山地区の町の区域を設定し、及び字を廃止する。

令和3年11月29日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

地方自治法第260条第1項の規定により、議決を求める。

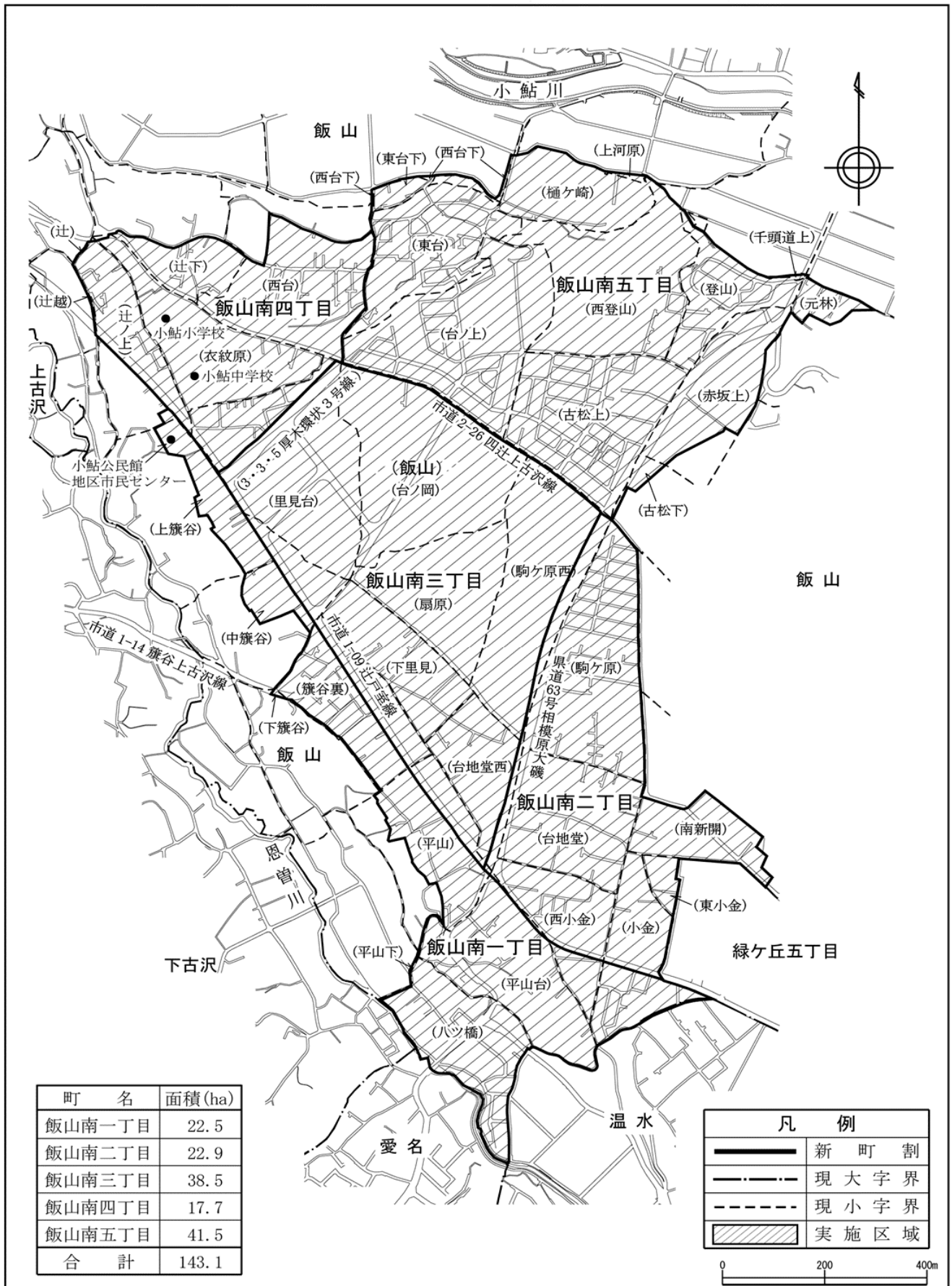
1 町の区域の設定

設定後の町名	左に包括される字の区域
いいやま 飯山南一丁目	大字飯山 字小金、字西小金、字籬谷裏、字平山、字平山台、字八ツ橋、 字平山下、字下籬谷、字中籬谷、字上籬谷及び字辻ノ上の各一部
いいやま 飯山南二丁目	大字飯山 字東小金及び字台地堂の全部並びに字駒ケ原西、字駒ケ原、 字南新開、字小金、字西小金、字台地堂西、字平山及び字平山台の各一部
いいやま 飯山南三丁目	大字飯山 字扇原及び字下里見の全部並びに字里見台、字台ノ岡、字駒ケ原西、 字台地堂西、字籬谷裏、字平山、字中籬谷及び字上籬谷の各一部
いいやま 飯山南四丁目	大字飯山 字西台、字辻下、字衣紋原、字里見台、字上籬谷、字辻ノ上、 字辻越及び字辻の各一部
いいやま 飯山南五丁目	大字飯山 字東台、字西登山、字古松上及び字台ノ上の全部並びに字千頭道上、 字上河原、字西台下、字東台下、字樋ケ崎、字登山、字元林、字赤坂上、 字古松下、字西台、字台ノ岡及び字駒ケ原西の各一部

2 字の廃止

大字名	廃止する字名
いいやま 飯山	字東台、字古松上、字台ノ上、字里見台、字台ノ岡、字扇原、 字駒ケ原西、字東小金、字小金、字西小金、字台地堂、字台地堂 西、字西登山、字下里見、字籬谷裏及び字平山台

飯山地区における町の区域の設定及び字の廃止図



議案第87号

厚木市立老人憩の家指定管理者の指定について

別紙のとおり厚木市立老人憩の家の指定管理者を指定する。

令和3年11月29日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

番号	施設の名称	指 定 管 理 者			指定の期間
		所 在 地	名 称	代 表 者	
1	厚木市立愛名老人憩の家	厚木市愛名1264番地8	愛名老人憩の家管理委員会	露木 幹夫 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
2	厚木市立長坂老人憩の家	厚木市関口265番地1	長坂老人憩の家管理委員会	鈴木 教公 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
3	厚木市立上古沢老人憩の家	厚木市上古沢1259番地3	上古沢老人憩の家管理委員会	青木三千男 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
4	厚木市立下古沢老人憩の家	厚木市下古沢602番地	下古沢老人憩の家管理委員会	石川 護 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
5	厚木市立下沖老人憩の家	厚木市戸田1255番地	下沖老人憩の家管理委員会	大貫 健二 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
6	厚木市立岡田老人憩の家	厚木市岡田5丁目7番5号	岡田老人憩の家管理委員会	高橋 博 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
7	厚木市立林老人憩の家	厚木市林5丁目24番30号	林老人憩の家管理委員会	池澤 勝海 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
8	厚木市立岡津古久老人憩の家	厚木市岡津古久172番地	岡津古久老人憩の家管理委員会	高橋 登 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
9	厚木市立関口老人憩の家	厚木市関口460番地23	関口老人憩の家管理委員会	小島 明 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
10	厚木市立下川入老人憩の家	厚木市下川入1422番地	下川入老人憩の家管理委員会	鈴木家太郎 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
11	厚木市立金田老人憩の家	厚木市金田280番地	金田老人憩の家管理委員会	小林 倫久 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
12	厚木市立宮本老人憩の家	厚木市上荻野6277番地	宮本老人憩の家管理委員会	若杉 重美 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
13	厚木市立尼寺老人憩の家	厚木市飯山4824番地3	尼寺老人憩の家管理委員会	青木 義晴 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
14	厚木市立緑ヶ丘老人憩の家	厚木市緑ヶ丘5丁目9番10号	緑ヶ丘老人憩の家管理委員会	藤田 國光 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
15	厚木市立七沢老人憩の家	厚木市七沢1536番地	七沢老人憩の家管理委員会	越智 裕 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

番号	施設の名称	指 定 管 理 者			指定の期間
		所 在 地	名 称	代 表 者	
16	厚木市立千頭老人憩の家	厚木市飯山539番地3	千頭老人憩の家管理委員会	山口 則雄 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
17	厚木市立上落合老人憩の家	厚木市上落合565番地1	上落合老人憩の家管理委員会	野際 芳治 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
18	厚木市立片平老人憩の家	厚木市愛甲東3丁目18番11号	片平老人憩の家管理委員会	早川 暁 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
19	厚木市立中戸田老人憩の家	厚木市戸田1424番地	中戸田老人憩の家管理委員会	岩崎 龍雄 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
20	厚木市立上依知老人憩の家	厚木市上依知2783番地	上依知老人憩の家管理委員会	白井 行彦 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
21	厚木市立船子老人憩の家	厚木市船子1600番地3	船子老人憩の家管理委員会	中村 憲司 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
22	厚木市立酒井老人憩の家	厚木市酒井2495番地	酒井老人憩の家管理委員会	高橋 功雄 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
23	厚木市立山際老人憩の家	厚木市山際702番地25	山際老人憩の家管理委員会	皆川 次男 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
24	厚木市立下依知老人憩の家	厚木市下依知3丁目30番5号	下依知老人憩の家管理委員会	片倉 祐司 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
25	厚木市立藤塚老人憩の家	厚木市上依知1452番地1	藤塚老人憩の家管理委員会	関口 雄二 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
26	厚木市立温水老人憩の家	厚木市温水2296番地3	温水老人憩の家管理委員会	福住 祐治 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
27	厚木市立長谷老人憩の家	厚木市長谷1311番地29	長谷老人憩の家管理委員会	前田 征治 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
28	厚木市立及川老人憩の家	厚木市及川1137番地3	及川老人憩の家管理委員会	古井 清 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
29	厚木市立鳶尾老人憩の家	厚木市鳶尾5丁目21番8号	鳶尾老人憩の家管理委員会	花上 貞夫 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
30	厚木市立戸室老人憩の家	厚木市戸室2丁目7番7号	戸室老人憩の家管理委員会	安藤 善信 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

番号	施設の名称	指 定 管 理 者			指定の期間
		所 在 地	名 称	代 表 者	
31	厚木市立日枝老人憩の家	厚木市飯山4366番地4	日枝老人憩の家管理委員会	守本 清 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
32	厚木市立山際南部老人憩の家	厚木市山際94番地6	山際南部老人憩の家管理委員会	榎本 篤 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
33	厚木市立妻田東老人憩の家	厚木市妻田東1丁目3番30号	妻田東老人憩の家管理委員会	石井 勝巳 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
34	厚木市立妻田西老人憩の家	厚木市妻田西3丁目6番5号	妻田西老人憩の家管理委員会	小池 敏夫 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
35	厚木市立荻野久保老人憩の家	厚木市上荻野4869番地	荻野久保老人憩の家管理委員会	高瀬 正則 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
36	厚木市立荻野新宿老人憩の家	厚木市下荻野1331番地	荻野新宿老人憩の家管理委員会	土屋 忠之 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
37	厚木市立温水・恩名老人憩の家	厚木市温水695番地	温水・恩名老人憩の家管理委員会	吉岡 薫 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
38	厚木市立愛甲老人憩の家	厚木市愛甲3丁目11番14号	愛甲老人憩の家管理委員会	石井 孝行 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
39	厚木市立毛利台老人憩の家	厚木市毛利台3丁目17番14号	毛利台老人憩の家管理委員会	武部 規 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
40	厚木市立三田老人憩の家	厚木市三田南2丁目17番19号	三田老人憩の家管理委員会	小栗 悠嗣 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
41	厚木市立厚木南老人憩の家	厚木市南町6番9号	厚木南老人憩の家管理委員会	池内 賢二 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
42	厚木市立金田東老人憩の家	厚木市金田674番地	金田東老人憩の家管理委員会	塩川 雅明 氏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第 88 号

厚木市立社会教育集会所指定管理者の指定について

次のとおり厚木市立社会教育集会所の指定管理者を指定する。

番号	施設の名称	指 定 管 理 者			指定の期間
		所 在 地	名 称	代 表 者	
1	厚木市立 白山集会所	厚木市飯山 3223番地 3	厚木市立白山 集会所管理委員会	荻原 壽生 氏	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
2	厚木市立 岡田集会所	厚木市岡田 4 丁目 15 番 1 号	厚木市立岡田 集会所管理委員会	井上 勝 氏	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

厚木市長 小 林 常 良

提案理由

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議決を求める。

(議案第89号)

令和3年厚木市議会第8回会議（12月定例会議）

令和3年度

厚木市一般会計補正予算（第8号）

議案第89号

令和3年度厚木市一般会計補正予算（第8号）

令和3年度の厚木市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,768,083千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92,879,967千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月29日提出

厚木市長 小林 常 良

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
55 国庫支出金		16,664,364	1,768,083	18,432,447
	10 国庫補助金	7,056,711	1,768,083	8,824,794
歳入合計		91,111,884	1,768,083	92,879,967

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 民生費		35,393,692	1,768,083	37,161,775
	10 児童福祉費	15,042,267	1,768,083	16,810,350
歳出合計		91,111,884	1,768,083	92,879,967

令和3年度
厚木市一般会計補正予算
(第8号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額
5 市税	40,805,198
10 地方譲与税	510,000
15 利子割交付金	33,000
18 配当割交付金	171,000
21 株式等譲渡所得割交付金	185,000
23 法人事業税交付金	803,000
24 地方消費税交付金	5,148,000
27 ゴルフ場利用税交付金	138,000
31 環境性能割交付金	122,000
33 地方特例交付金	569,000
35 地方交付税	30,000
40 交通安全対策特別交付金	37,000
45 分担金及び負担金	355,724
50 使用料及び手数料	1,415,982
55 国庫支出金	16,664,364
60 県支出金	5,467,507
65 財産収入	216,042
70 寄附金	1,000,000
75 繰入金	3,088,526
80 繰越金	3,037,203
85 諸収入	3,760,438
90 市債	7,554,900
歳 入 合 計	91,111,884

(単位：千円・%)

補 正 額	計	構 成 率
	40,805,198	43.9
	510,000	0.6
	33,000	0.0
	171,000	0.2
	185,000	0.2
	803,000	0.9
	5,148,000	5.5
	138,000	0.2
	122,000	0.1
	569,000	0.6
	30,000	0.0
	37,000	0.0
	355,724	0.4
	1,415,982	1.5
1,768,083	18,432,447	19.9
	5,467,507	5.9
	216,042	0.2
	1,000,000	1.1
	3,088,526	3.3
	3,037,203	3.3
	3,760,438	4.1
	7,554,900	8.1
1,768,083	92,879,967	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
5 議会費	468,427		468,427
10 総務費	9,862,042		9,862,042
15 民生費	35,393,692	1,768,083	37,161,775
20 衛生費	11,196,432		11,196,432
25 労働費	229,333		229,333
30 農林水産業費	752,191		752,191
35 商工費	4,110,356		4,110,356
40 土木費	11,533,605		11,533,605
45 消防費	4,073,228		4,073,228
50 教育費	8,054,249		8,054,249
60 公債費	5,338,329		5,338,329
70 予備費	100,000		100,000
歳 出 合 計	91,111,884	1,768,083	92,879,967

(単位：千円・%)

補正額の財源内訳					構成率
特	定	財	源	一般財源	
国庫支出金	県支出金	市債	その他		
					0.5
					10.6
1,768,083					40.0
					12.1
					0.2
					0.8
					4.4
					12.4
					4.4
					8.7
					5.8
					0.1
1,768,083					100.0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
55 国庫支出金	16,664,364	1,768,083	18,432,447
10 国庫補助金	7,056,711	1,768,083	8,824,794
15 民生費国庫補助金	3,768,665	1,768,083	5,536,748
歳 入 合 計	91,111,884	1,768,083	92,879,967

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
15 民生費	35,393,692	1,768,083	37,161,775		
10 児童福祉費	15,042,267	1,768,083	16,810,350		
10 児童措置費	8,209,645	1,768,083	9,977,728	国庫支出金	1,768,083
歳 出 合 計	91,111,884	1,768,083	92,879,967		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10 児童福祉費補助金	1,768,083	1 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金 【子育て給付課】 1,750,000
		2 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金 【子育て給付課】 18,083

5 5 国庫支出金

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	1,200	1 子育て世帯への臨時特別給付金 【子育て給付課】 1,768,083
11 需用費	907	(1) 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費 1,750,000
12 役務費	6,516	(2) 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費 18,083
13 委託料	9,460	
19 負担金、補助及び交付金	1,750,000	

1 5 民生費

補 正 予 算 給

1 一般職 (1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(1,887) 人 1,566	1,386,403 千円	6,162,886 千円	6,628,639 千円
補 正 前	(1,887) 1,566	1,386,403	6,162,886	6,627,439
比 較	(0) 0	0	0	1,200

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補 正 後	200,739 千円	146,310 千円	937,415 千円	194,087 千円	27,759 千円
	補 正 前	200,739	146,310	937,415	194,087	27,759
	比 較	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(102) 人 1,443		5,839,234 千円	6,272,389 千円
補 正 前	(102) 1,443		5,839,234	6,271,189
比 較	(0) 0		0	1,200

()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補 正 後	200,739 千円	130,005 千円	892,217 千円	194,087 千円	27,759 千円
	補 正 前	200,739	130,005	892,217	194,087	27,759
	比 較	0	0	0	0	0

与 費 明 細 書

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
14,177,928 <small>千円</small>	2,522,622 <small>千円</small>	16,700,550 <small>千円</small>	
14,176,728	2,522,622	16,699,350	
1,200	0	1,200	

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当
402,261 <small>千円</small>	264,754 <small>千円</small>	3,212,230 <small>千円</small>	1,138,865 <small>千円</small>	104,219 <small>千円</small>
401,061	264,754	3,212,230	1,138,865	104,219
1,200	0	0	0	0

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
12,111,623 <small>千円</small>	2,324,340 <small>千円</small>	14,435,963 <small>千円</small>	
12,110,423	2,324,340	14,434,763	
1,200	0	1,200	

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当
380,371 <small>千円</small>	264,754 <small>千円</small>	2,944,931 <small>千円</small>	1,134,207 <small>千円</small>	103,319 <small>千円</small>
379,171	264,754	2,944,931	1,134,207	103,319
1,200	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(1,785) 人 123	1,386,403 千円	323,652 千円	356,250 千円
補 正 前	(1,785) 123	1,386,403	323,652	356,250
比 較	(0) 0	0	0	0

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員に比し短い職員であり、

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補 正 後	千円	16,305 千円	45,198 千円	千円	千円
	補 正 前		16,305	45,198		
	比 較		0	0		

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
職 員 手 当 等	1,200 千円	制度改正に伴う増減分	千円
		その他の増減分	1,200

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一般職平均給与月額
補 正 後	427,679 円
補 正 前	427,614

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
2,066,305	198,282	2,264,587	
2,066,305	198,282	2,264,587	
0	0	0	

外書きである。

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当
21,890		267,299	4,658	900
21,890		267,299	4,658	900
0		0	0	0

説 明	備 考
子育て世帯への臨時特別給付金給付事務に伴う時間外勤務手当の増	

(議案第90号)

令和3年厚木市議会第8回会議（12月定例会議）

令和3年度

厚木市一般会計補正予算（第9号）

議案第90号

令和3年度厚木市一般会計補正予算（第9号）

令和3年度の厚木市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,032,593千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93,912,560千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和3年11月29日提出

厚木市長 小林 常 良

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 5 国庫支出金		18,432,447	917,646	19,350,093
	5 国庫負担金	9,454,628	340,180	9,794,808
	1 0 国庫補助金	8,824,794	577,466	9,402,260
6 0 県支出金		5,467,507	16,457	5,483,964
	5 県負担金	3,903,545	650	3,904,195
	1 0 県補助金	1,198,904	15,807	1,214,711
8 0 繰越金		3,037,203	96,266	3,133,469
	5 繰越金	3,037,203	96,266	3,133,469
8 5 諸収入		3,760,438	2,224	3,762,662
	2 5 雑入	1,819,586	2,224	1,821,810
歳 入 合 計		92,879,967	1,032,593	93,912,560

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 議会費		468,427	3,389	465,038
	5 議会費	468,427	3,389	465,038
1 0 総務費		9,862,042	58,882	9,920,924
	5 総務管理費	6,589,032	33,279	6,622,311
	1 0 企画文化費	1,353,499	364	1,353,863
	1 5 徴税费	1,089,589	5,117	1,084,472
	2 0 戸籍住民基本台帳費	591,507	18,576	610,083
	2 5 選挙費	124,466	12,482	136,948
	3 0 統計調査費	52,770	210	52,560
	3 5 監査委員費	61,179	492	60,687
1 5 民生費		37,161,775	521,268	37,683,043
	5 社会福祉費	14,371,296	16,983	14,354,313
	1 0 児童福祉費	16,810,350	93,004	16,903,354
	1 5 生活保護費	5,979,871	445,247	6,425,118
2 0 衛生費		11,196,432	583,500	11,779,932
	5 保健衛生費	6,674,385	596,832	7,271,217
	1 0 清掃費	4,522,047	13,332	4,508,715
2 5 労働費		229,333	134	229,199
	5 労働諸費	229,333	134	229,199
3 0 農林水産業費		752,191	4,911	757,102
	5 農業費	669,448	4,911	674,359
3 5 商工費		4,110,356	86,326	4,024,030
	5 商工費	4,110,356	86,326	4,024,030

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 0 土木費		11,533,605	67,193	11,466,412
	5 土木管理費	1,066,159	76,352	989,807
	1 0 道路橋りょう費	2,859,166	3,116	2,856,050
	1 5 河川費	285,254	40,440	325,694
	2 0 都市計画費	6,936,420	27,500	6,908,920
	2 5 住宅費	386,606	665	385,941
4 5 消防費		4,073,228	1,510	4,074,738
	5 消防費	4,073,228	1,510	4,074,738
5 0 教育費		8,054,249	19,564	8,073,813
	5 教育総務費	1,386,021	2,068	1,388,089
	1 0 小学校費	2,741,208	19,304	2,760,512
	1 5 中学校費	1,440,129	22,903	1,463,032
	2 0 社会教育費	1,618,187	21,739	1,596,448
	2 5 保健体育費	868,704	2,972	865,732
歳 出 合 計		92,879,967	1,032,593	93,912,560

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
15 民生費	5 社会福祉費	福祉総合情報システム整備事業	7,651
40 土木費	15 河川費	河川維持補修事業	35,500

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事項	期間	限度額
老人憩の家指定管理料	令和4年度～令和8年度	77,080
農業施設構造物損傷箇所復旧工事経費	令和4年度	15,000
道路構造物損傷箇所復旧工事経費	令和4年度	20,000
舗装損傷箇所復旧工事経費	令和4年度	20,000
河川緊急維持補修工事経費	令和4年度	8,000
排水路構造物損傷箇所復旧工事経費	令和4年度	15,000
社会教育集会所指定管理料	令和4年度～令和8年度	380

令和3年度
厚木市一般会計補正予算
(第9号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額
5 市税	40,805,198
10 地方譲与税	510,000
15 利子割交付金	33,000
18 配当割交付金	171,000
21 株式等譲渡所得割交付金	185,000
23 法人事業税交付金	803,000
24 地方消費税交付金	5,148,000
27 ゴルフ場利用税交付金	138,000
31 環境性能割交付金	122,000
33 地方特例交付金	569,000
35 地方交付税	30,000
40 交通安全対策特別交付金	37,000
45 分担金及び負担金	355,724
50 使用料及び手数料	1,415,982
55 国庫支出金	18,432,447
60 県支出金	5,467,507
65 財産収入	216,042
70 寄附金	1,000,000
75 繰入金	3,088,526
80 繰越金	3,037,203
85 諸収入	3,760,438
90 市債	7,554,900
歳 入 合 計	92,879,967

(単位：千円・%)

補正額	計	構成率
	40,805,198	43.5
	510,000	0.5
	33,000	0.0
	171,000	0.2
	185,000	0.2
	803,000	0.9
	5,148,000	5.5
	138,000	0.2
	122,000	0.1
	569,000	0.6
	30,000	0.0
	37,000	0.0
	355,724	0.4
	1,415,982	1.5
917,646	19,350,093	20.6
16,457	5,483,964	5.8
	216,042	0.2
	1,000,000	1.1
	3,088,526	3.3
96,266	3,133,469	3.3
2,224	3,762,662	4.0
	7,554,900	8.1
1,032,593	93,912,560	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
5 議会費	468,427	△3,389	465,038
10 総務費	9,862,042	58,882	9,920,924
15 民生費	37,161,775	521,268	37,683,043
20 衛生費	11,196,432	583,500	11,779,932
25 労働費	229,333	△134	229,199
30 農林水産業費	752,191	4,911	757,102
35 商工費	4,110,356	△86,326	4,024,030
40 土木費	11,533,605	△67,193	11,466,412
45 消防費	4,073,228	1,510	4,074,738
50 教育費	8,054,249	19,564	8,073,813
60 公債費	5,338,329		5,338,329
70 予備費	100,000		100,000
歳 出 合 計	92,879,967	1,032,593	93,912,560

(単位：千円・%)

補正額の財源内訳					構成率
特	定	財源		一般財源	
国庫支出金	県支出金	市債	その他		
				△3,389	0.5
9,602			2,224	47,056	10.6
351,556	16,457			153,255	40.1
556,488				27,012	12.5
				△134	0.3
				4,911	0.8
				△86,326	4.3
				△67,193	12.2
				1,510	4.3
				19,564	8.6
					5.7
					0.1
917,646	16,457		2,224	96,266	100.0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
55 国庫支出金	18,432,447	917,646	19,350,093
5 国庫負担金	9,454,628	340,180	9,794,808
15 民生費国庫負担金	9,454,628	340,180	9,794,808
10 国庫補助金	8,824,794	577,466	9,402,260
10 総務費国庫補助金	128,352	9,602	137,954
15 民生費国庫補助金	5,536,748	11,376	5,548,124
20 衛生費国庫補助金	2,484,963	556,488	3,041,451
60 県支出金	5,467,507	16,457	5,483,964
5 県負担金	3,903,545	650	3,904,195
15 民生費県負担金	3,884,711	650	3,885,361
10 県補助金	1,198,904	15,807	1,214,711
15 民生費県補助金	921,591	15,807	937,398
80 繰越金	3,037,203	96,266	3,133,469
5 繰越金	3,037,203	96,266	3,133,469
5 繰越金	3,037,203	96,266	3,133,469

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 児童福祉費負担金	1,300	1 養育医療給付事業負担金増 ……………	【子育て給付課】 1,300
15 生活保護費負担金	336,000	1 生活保護費負担金増 ……………	【生活福祉課】 336,000
20 中国残留邦人等支援給付費負担金	2,880	1 中国残留邦人等支援給付費国庫負担金増 ……	【福祉総務課】 2,880
5 総務管理費補助金	9,602	1 個人番号カード交付関連補助金増 ……………	【市民課】 9,602
10 児童福祉費補助金	11,376	1 児童手当制度改正実施円滑化事業補助金 ……	【子育て給付課】 11,376
5 保健衛生費補助金	556,488	1 感染症予防事業費等補助金増 ……………	【健康づくり課】 4,411
		2 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金増 ……………	【健康づくり課】 406,061
		3 新型コロナウイルスワクチン接種事業費補助金増 ……………	【健康づくり課】 146,016
10 児童福祉費負担金	650	1 養育医療給付事業負担金増 ……………	【子育て給付課】 650
10 児童福祉費補助金	15,807	1 ひとり親家庭等医療費助成事業補助金増 ……	【子育て給付課】 3,000
		2 小児医療費助成事業補助金増 ……………	【子育て給付課】 12,807
5 繰越金	96,266		

5 5 国庫支出金 6 0 県支出金 8 0 繰越金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	(繰越金)			
85	諸収入	3,760,438	2,224	3,762,662
	25 雑入	1,819,586	2,224	1,821,810
	15 雑入	1,819,560	2,224	1,821,784
歳 入 合 計		92,879,967	1,032,593	93,912,560

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		1 前年度繰越金増	【財政課】 96,266
10 総務費雑入	2,224	1 コミュニティ推進事業助成金増	【市民協働推進課】 2,200
		2 その他雑入増	【市民課】 24

8.0 繰越金 8.5 諸収入

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 議会費	468,427	△3,389	465,038		
5 議会費	468,427	△3,389	465,038		
5 議会費	468,427	△3,389	465,038	一般財源	△3,389
10 総務費	9,862,042	58,882	9,920,924		
5 総務管理費	6,589,032	33,279	6,622,311		
5 一般管理費	5,108,340	33,279	5,141,619	一般財源	33,279
10 企画文化費	1,353,499	364	1,353,863		
5 行政連絡費	139,085	2,200	141,285	そ の 他	2,200
35 コミュニティ推進費	57,398	△1,836	55,562	一般財源	△1,836
15 徴税费	1,089,589	△5,117	1,084,472		
5 税務総務費	652,098	△5,117	646,981	一般財源	△5,117
20 戸籍住民基本台帳費	591,507	18,576	610,083		
5 戸籍住民基本台帳費	582,457	18,576	601,033	国庫支出金	9,602
				そ の 他	24
				一般財源	8,950
25 選挙費	124,466	12,482	136,948		
5 選挙管理委員会費	43,110	12,482	55,592	一般財源	12,482

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	△3,217	1 議員報酬等減 …………… 【議会総務課】 △2,306
4 共済費	△172	2 職員給与費減 …………… 【職員課】 △1,083
3 職員手当等	△14,128	1 職員給与費増 …………… 【職員課】 33,279
4 共済費	47,407	(1) 常勤特別職減 △419 (2) 一般職増 33,698
19 負担金、補助及び交付金	2,200	1 自治会活動事業費増 …………… 【市民協働推進課】 2,200 (1) コミュニティ助成事業補助金増 2,200
19 負担金、補助及び交付金	△1,836	1 市民協働推進事業費減 …………… 【スポーツ推進課】 △1,836
3 職員手当等	△4,317	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △5,117
4 共済費	△800	
2 給料	17,137	1 職員給与費増 …………… 【職員課】 8,950
3 職員手当等	392	
4 共済費	1,047	2 社会保障・税番号制度事務費増 …………… 【市民課】 9,626 (1) マイナンバーカード交付円滑化事業費増 9,626
2 給料	7,000	

5 議会費 10 総務費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
(選挙管理委員会費)					
30 統計調査費	52,770	△210	52,560		
5 統計調査総務費	41,947	△210	41,737	一般財源	△210
35 監査委員費	61,179	△492	60,687		
5 監査委員費	61,179	△492	60,687	一般財源	△492
15 民生費	37,161,775	521,268	37,683,043		
5 社会福祉費	14,371,296	△16,983	14,354,313		
5 社会福祉総務費	5,210,163	△2,406	5,207,757	国庫支出金	13,808
				一般財源	△16,214
60 保健福祉センター費	217,928	△14,202	203,726	一般財源	△14,202
65 後期高齢者医療費	2,215,806	△375	2,215,431	一般財源	△375
10 児童福祉費	16,810,350	93,004	16,903,354		
5 児童福祉総務費	3,967,159	92,468	4,059,627	国庫支出金	1,300

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	3,564	1 職員給与費増 …………… 【職員課】 12,482
4 共済費	1,918	
3 職員手当等	△177	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △210
4 共済費	△33	
3 職員手当等	△415	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △492
4 共済費	△77	
2 給料	△5,000	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △21,753
3 職員手当等	△5,691	2 福祉総合情報システム管理事業費増 …… 【福祉総務課】 18,579
4 共済費	△11,062	(1) 福祉総合情報システム整備事業費増 18,579
13 委託料	18,579	3 介護保険事業特別会計繰出金減 …………… 【介護福祉課】 △1,401
20 扶助費	3,840	4 国民健康保険事業特別会計繰出金減 …… 【国保年金課】 △1,671
28 繰出金	△3,072	5 中国残留邦人等支援給付費支給事業費増 【福祉総務課】 3,840
13 委託料	△14,202	1 健康スイミング事業費減 …………… 【健康長寿推進課】 △14,202
28 繰出金	△375	1 後期高齢者医療事業費減 …………… 【国保年金課】 △375 (1) 後期高齢者医療事業特別会計繰出金減 △375
3 職員手当等	△2,638	

10 総務費 15 民生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
(児童福祉総務費)				県支出金	13,457
				一般財源	77,711
10 児童措置費	9,977,728	448	9,978,176	国庫支出金	448
15 母子等福祉費	1,547,527	6,000	1,553,527	県支出金	3,000
				一般財源	3,000
20 保育所費	982,843	△5,912	976,931	一般財源	△5,912
15 生活保護費	5,979,871	445,247	6,425,118		
5 生活保護総務費	383,871	△2,753	381,118	一般財源	△2,753
10 扶助費	5,596,000	448,000	6,044,000	国庫支出金	336,000
				一般財源	112,000
20 衛生費	11,196,432	583,500	11,779,932		
5 保健衛生費	6,674,385	596,832	7,271,217		
				5 保健衛生総務費	1,217,246
一般財源	40,655				
10 予防費	3,379,600	552,077	3,931,677	国庫支出金	552,077

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共済費	△494	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △3,132
20 扶助費	95,600	2 子ども医療費助成事業費増 …………… 【子育て給付課】 89,000
		3 養育医療給付事業費増 …………… 【子育て給付課】 2,600
		4 不妊治療費助成事業費増 …………… 【子育て給付課】 4,000
11 需用費	448	1 児童手当支給事業費増 …………… 【子育て給付課】 448 (1) 児童手当事務経費増 448
20 扶助費	6,000	1 ひとり親家庭等医療費助成事業費増 …… 【子育て給付課】 6,000
3 職員手当等	△4,981	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △5,912
4 共済費	△931	
3 職員手当等	△2,320	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △2,753
4 共済費	△433	
20 扶助費	448,000	1 生活保護費支給事業費増 …………… 【生活福祉課】 448,000
2 給料	37,000	1 職員給与費増 …………… 【職員課】 38,092
3 職員手当等	△2,452	2 健康管理システム運営事業費増 …………… 【健康づくり課】 6,974
4 共済費	3,544	
13 委託料	6,974	
13 委託料	552,077	

1 5 民生費 2 0 衛生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
(予防費)					
20 斎場費	265,693	△311	265,382	一般財源	△311
10 清掃費	4,522,047	△13,332	4,508,715		
5 清掃総務費	1,508,072	△1,048	1,507,024	一般財源	△1,048
10 廃棄物処理費	2,812,217	△12,284	2,799,933	一般財源	△12,284
25 労働費	229,333	△134	229,199		
5 労働諸費	229,333	△134	229,199		
5 労働諸費	229,333	△134	229,199	一般財源	△134
30 農林水産業費	752,191	4,911	757,102		
5 農業費	669,448	4,911	674,359		
5 農業委員会費	94,125	△634	93,491	一般財源	△634
10 農業総務費	194,035	5,545	199,580	一般財源	5,545
35 商工費	4,110,356	△86,326	4,024,030		
5 商工費	4,110,356	△86,326	4,024,030		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		1 予防事業費増 【健康づくり課】 552,077 (1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 増 406,061 (2) 新型コロナウイルスワクチン接種事業費増 146,016
3 職員手当等	△262	1 職員給与費減 【職員課】 △311
4 共済費	△49	
3 職員手当等	△882	1 職員給与費減 【職員課】 △1,048
4 共済費	△166	
3 職員手当等	△6,124	1 職員給与費減 【職員課】 △12,284
4 共済費	△6,160	
3 職員手当等	△113	1 職員給与費減 【職員課】 △134
4 共済費	△21	
3 職員手当等	△534	1 職員給与費減 【職員課】 △634
4 共済費	△100	
2 給料	2,000	1 職員給与費増 【職員課】 5,545
3 職員手当等	3,775	
4 共済費	△230	

2 0 衛生費 2 5 労働費 3 0 農林水産業費 3 5 商工費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 商工総務費	239,308	△22,746	216,562	一般財源	△22,746
10 商工振興費	3,487,323	1,020	3,488,343	一般財源	1,020
15 観光費	358,209	△64,600	293,609	一般財源	△64,600
40 土木費	11,533,605	△67,193	11,466,412		
5 土木管理費	1,066,159	△76,352	989,807		
5 土木総務費	1,048,731	△76,352	972,379	一般財源	△76,352
10 道路橋りょう費	2,859,166	△3,116	2,856,050		
5 道路橋りょう総務費	534,507	△3,116	531,391	一般財源	△3,116
15 河川費	285,254	40,440	325,694		
5 河川総務費	125,129	△1,060	124,069	一般財源	△1,060
10 河川事業費	160,125	41,500	201,625	一般財源	41,500
20 都市計画費	6,936,420	△27,500	6,908,920		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△15,000	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △22,746
3 職員手当等	△1,471	
4 共済費	△6,275	
13 委託料	△11,680	
19 負担金、補助及び交付金	12,700	1 市街地商業活性化事業費増 …………… 【商業にぎわい課】 1,020 (1) 中心市街地商店街空店舗対策事業補助金 増 12,700 (2) にぎわい爆発あつぎ国際大道芸開催事業費 減 △11,680
13 委託料	△64,600	1 観光行事推進事業費減 …………… 【観光振興課】 △64,600 (1) あつぎ鮎まつり開催事業費減 △63,000 (2) あつぎ飯山桜まつり開催事業費減 △1,600
2 給料	△40,000	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △76,352
3 職員手当等	△20,982	
4 共済費	△15,370	
3 職員手当等	△2,627	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △3,116
4 共済費	△489	
3 職員手当等	△893	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △1,060
4 共済費	△167	
13 委託料	6,000	1 河川維持管理事業費増 …………… 【河川ふれあい課】 6,000
15 工事請負費	35,500	2 河川維持補修事業費増 …………… 【河川ふれあい課】 35,500

3 5 商工費 4 0 土木費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 都市計画総務費	2,032,499	△22,833	2,009,666	一般財源	△22,833
25 公園緑地費	803,279	△4,667	798,612	一般財源	△4,667
25 住宅費	386,606	△665	385,941		
				5 住宅管理費	△665
5 住宅管理費	386,606	△665	385,941	一般財源	△665
45 消防費	4,073,228	1,510	4,074,738		
5 消防費	4,073,228	1,510	4,074,738		
				5 常備消防費	1,510
5 常備消防費	2,560,078	1,510	2,561,588	一般財源	1,510
50 教育費	8,054,249	19,564	8,073,813		
5 教育総務費	1,386,021	2,068	1,388,089		
				10 事務局費	3,545
10 事務局費	742,721	3,545	746,266	一般財源	3,545
15 教育指導費	526,425	△1,477	524,948	一般財源	△1,477
10 小学校費	2,741,208	19,304	2,760,512		
5 学校管理費	627,185	25,811	652,996	一般財源	25,811

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	△6,000	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △22,833
3 職員手当等	△5,754	
4 共済費	△11,079	
13 委託料	△4,667	1 緑を豊かにする事業費減 …………… 【公園緑地課】 △4,667 (1) 緑のまつり開催事業費減 …………… △4,667
3 職員手当等	△560	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △665
4 共済費	△105	
3 職員手当等	△5,706	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △8,632 2 消防庁舎維持補修事業費増 …………… 【消防総務課】 10,142
4 共済費	△2,926	
11 需用費	10,142	
2 給料	9,000	1 職員給与費増 …………… 【職員課】 3,545 (1) 常勤特別職減 …………… △135 (2) 一般職増 …………… 3,680
3 職員手当等	△4,608	
4 共済費	△847	
8 報償費	△24	1 七沢自然ふれあいセンター活動事業費減 …………… 【教育指導課】 △1,477
13 委託料	△1,144	
14 使用料及び賃借料	△309	
3 職員手当等	△64	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △76

4 0 土木費 4 5 消防費 5 0 教育費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
(学校管理費)					
10 学校保健給食費	1,594,930	△7,595	1,587,335	一般財源	△7,595
15 教育振興費	376,386	1,088	377,474	一般財源	1,088
15 中学校費	1,440,129	22,903	1,463,032		
5 学校管理費	509,722	22,903	532,625	一般財源	22,903
20 社会教育費	1,618,187	△21,739	1,596,448		
5 社会教育総務費	283,743	△2,421	281,322	一般財源	△2,421
20 公民館費	827,196	△8,170	819,026	一般財源	△8,170
60 文化財保護費	128,036	△11,148	116,888	一般財源	△11,148

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共済費	△12	2 小学校維持補修事業費増 …………… 【教育施設課】 25,887
11 需用費	25,887	
3 職員手当等	△2,182	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △7,595
4 共済費	△5,413	
20 扶助費	1,088	1 小学校就学支援事業費増 …………… 【学務課】 1,088 (1) 要保護及び準要保護児童就学援助事業費増 1,088
3 職員手当等	△144	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △171
4 共済費	△27	
11 需用費	23,074	2 中学校維持補修事業費増 …………… 【教育施設課】 23,074
3 職員手当等	△2,037	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △2,421
4 共済費	△384	
3 職員手当等	△2,076	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △7,464
4 共済費	△5,388	
11 需用費	5,742	2 公民館運営事業費減 …………… 【社会教育課】 △6,448
13 委託料	△6,448	3 公民館維持補修事業費増 …………… 【社会教育課】 5,742
8 報償費	△2,763	1 あつぎ郷土博物館活動推進事業費減 …… 【文化財保護課】 △8,132 (1) 郷土博物館特別展示事業費減 △8,132
9 旅費	△594	
11 需用費	△551	2 郷土芸能事業費減 …………… 【文化財保護課】 △3,016
12 役務費	△396	
13 委託料	△6,582	
14 使用料及び賃借料	△262	

50教育費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
25 保健体育費	868,704	△2,972	865,732		
5 保健体育総務費	240,345	△2,972	237,373	一般財源	△2,972
歳 出 合 計	92,879,967	1,032,593	93,912,560		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	△983	1 職員給与費減 【職員課】 △1,167
4 共済費	△184	2 体育大会開催事業費減 【スポーツ推進課】 △1,805
13 委託料	△1,805	(1) 体育大会開催事業費減 △1,805

50教育費

補 正 予 算 給

1 特別職

区 分		職 員 数	給 与		
			報 酬	給 料	期末手当 (年間支給率)
補 正 後	長 等	4		38,688	17,344 (4.05月分)
	議 員	28	153,701		62,247 (4.05月分)
	そ の 他	2,711	183,705		
	計	2,743	337,406	38,688	79,591
補 正 前	長 等	4		38,688	17,875 (4.20月分)
	議 員	28	153,701		64,553 (4.20月分)
	そ の 他	2,711	183,705		
	計	2,743	337,406	38,688	82,428
比 較	長 等	0		0	△ 531
	議 員	0	0		△ 2,306
	そ の 他	0	0		
	計	0	0	0	△ 2,837

2 一般職

(1) 総 括

区 分		職 員 数	給 与		
			報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後		(1,887) 1,580	1,386,403	6,169,023	6,540,869
補 正 前		(1,887) 1,566	1,386,403	6,162,886	6,628,639
比 較		(0) 14	0	6,137	△ 87,770

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補 正 後	200,739	146,940	938,275	194,087	27,759
	補 正 前	200,739	146,310	937,415	194,087	27,759
	比 較	0	630	860	0	0

与 費 明 細 書

費			共 済 費	合 計	備 考
地 域 手 当	その他の手当	計			
千円 3,870	千円 4,378	千円 64,280	千円 7,869	千円 72,149	
		215,948	52,680	268,628	
		183,705		183,705	
3,870	4,378	463,933	60,549	524,482	
3,870	4,378	64,811	7,892	72,703	
		218,254	52,680	270,934	
		183,705		183,705	
3,870	4,378	466,770	60,572	527,342	
0	0	△ 531	△ 23	△ 554	
		△ 2,306	0	△ 2,306	
		0		0	
0	0	△ 2,837	△ 23	△ 2,860	

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
千円 14,096,295	千円 2,507,167	千円 16,603,462	
14,177,928	2,522,622	16,700,550	
△ 81,633	△ 15,455	△ 97,088	

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当
千円 402,891	千円 264,754	千円 3,122,340	千円 1,138,865	千円 104,219
402,261	264,754	3,212,230	1,138,865	104,219
630	0	△ 89,890	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(102) 人 1,443	千円	千円 5,839,234	千円 6,182,499
補 正 前	(102) 1,443		5,839,234	6,272,389
比 較	(0) 0		0	△ 89,890

()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補 正 後	千円 200,739	千円 130,005	千円 892,217	千円 194,087	千円 27,759
	補 正 前	200,739	130,005	892,217	194,087	27,759
	比 較	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(1,785) 人 137	千円	千円 1,386,403	千円 358,370
補 正 前	(1,785) 123		1,386,403	356,250
比 較	(0) 14		0	2,120

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補 正 後	千円	千円 16,935	千円 46,058	千円	千円
	補 正 前		16,305	45,198		
	比 較		630	860		

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
12,021,733 ^{千円}	2,307,516 ^{千円}	14,329,249 ^{千円}	
12,111,623	2,324,340	14,435,963	
△ 89,890	△ 16,824	△ 106,714	

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当
380,371 ^{千円}	264,754 ^{千円}	2,855,041 ^{千円}	1,134,207 ^{千円}	103,319 ^{千円}
380,371	264,754	2,944,931	1,134,207	103,319
0	0	△ 89,890	0	0

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
2,074,562 ^{千円}	199,651 ^{千円}	2,274,213 ^{千円}	
2,066,305	198,282	2,264,587	
8,257	1,369	9,626	

外書きである。

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当
22,520 ^{千円}		267,299 ^{千円}	4,658 ^{千円}	900 ^{千円}
21,890		267,299	4,658	900
630		0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
		給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分	そ の 他 の 増 減 分
給 料	6,137	給与改定に伴う増加分	
		昇給に伴う増加分	
		その他の増減分	6,137
職 員 手 当 等	△ 87,770	制度改正に伴う増減分	△ 89,890
		その他の増減分	2,120

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職 務の級等による加 算措置	備 考
	6 月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	(1.175)	(1.075)	(2.25)	有	
	2.225	2.075	4.3		
補 正 前	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.225	2.225	4.45		
国の制度	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.225	2.225	4.45		

()内は、再任用短時間勤務職員の支給率である。

説 明	備 考
マイナンバーカード交付円滑化事業に伴う給料の増	
給与改定に伴う減	
マイナンバーカード交付円滑化事業に伴う職員手当等の増	

債務負担行為で令和4年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び令和3年度以降

1 追 加

事 項	限 度 額
老人憩の家指定管理料	77,080
農業施設構造物損傷箇所復旧工事経費	15,000
道路構造物損傷箇所復旧工事経費	20,000
舗装損傷箇所復旧工事経費	20,000
河川緊急維持補修工事経費	8,000
排水路構造物損傷箇所復旧工事経費	15,000
社会教育集会所指定管理料	380

ものについての令和2年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書（補正）

（単位：千円）

令和2年度末までの支出(見込)額		令和3年度以降の支出予定額		左の財源内訳
期 間	金 額	期 間	金 額	
		令和4年度～ 令和8年度	77,080	一般財源
		令和4年度	15,000	一般財源
		令和4年度	20,000	一般財源
		令和4年度	20,000	一般財源
		令和4年度	8,000	一般財源
		令和4年度	15,000	一般財源
		令和4年度～ 令和8年度	380	一般財源

令和3年厚木市議会第8回会議（12月定例会議）

令和3年度
厚木市一般会計補正予算

参 考 資 料

【15節工事請負費関係】

議案 第90号 関連

〔一般会計〕

(単位：千円)

款	項	目	15節 工事請負費	概	要
40	土木費		35,500		
	15	河川費	35,500		
		10	河川事業費	35,500	[25ページ] 河川維持補修事業費 河川維持補修事業費 【河川ふれあい課】 [内容]護岸及び河床補修 [箇所]上古沢地内ほか

(議案第91号)

令和3年厚木市議会第8回会議（12月定例会議）

令和3年度

厚木市後期高齢者医療事業特別会計

補正予算（第1号）

議案第91号

令和3年度厚木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度の厚木市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ375千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,254,625千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月29日提出

厚木市長 小林 常 良

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		589,061	375	588,686
	5 一般会計繰入金	589,061	375	588,686
歳入合計		3,255,000	375	3,254,625

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		78,079	375	77,704
	5 総務管理費	63,096	375	62,721
歳出合計		3,255,000	375	3,254,625

令和3年度

厚木市後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第1号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額
5 後期高齢者医療保険料	2,654,410
8 財産収入	62
10 繰入金	589,061
15 繰越金	3,500
20 諸収入	7,967
歳 入 合 計	3,255,000

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5 総務費	78,079	△375	77,704
10 後期高齢者医療広域連合納付金	3,028,085		3,028,085
15 諸支出金	7,650		7,650
20 保健事業費	137,686		137,686
25 予備費	3,500		3,500
歳 出 合 計	3,255,000	△375	3,254,625

(単位：千円・%)

補正額	計	構成率
	2,654,410	81.6
	62	0.0
△375	588,686	18.1
	3,500	0.1
	7,967	0.2
△375	3,254,625	100.0

(単位：千円・%)

補正額の財源内訳				一般財源	構成率
特	定	財	源		
国庫支出金	県支出金	市債	その他		
				△375	2.4
					93.1
					0.2
					4.2
					0.1
				△375	100.0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
10 繰入金	589,061	△375	588,686
5 一般会計繰入金	589,061	△375	588,686
5 事務費繰入金	77,987	△375	77,612
歳 入 合 計	3,255,000	△375	3,254,625

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 総務費	78,079	△375	77,704		
5 総務管理費	63,096	△375	62,721		
5 一般管理費	63,096	△375	62,721	一般財源	△375
歳 出 合 計	3,255,000	△375	3,254,625		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 事務費繰入金	△375	1 事務費繰入金減 【国保年金課】 △375

10 繰入金

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	△316	1 職員給与費減 【国保年金課】 △375
4 共済費	△59	

5 総務費

補 正 予 算 給

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(6) 人 6	9,184 千円	23,120 千円	21,141 千円
補 正 前	(6) 6	9,184	23,120	21,457
比 較	(0) 0	0	0	△ 316

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	372 千円	649 千円	3,524 千円	927 千円	3,130 千円
	補 正 前	372	649	3,524	927	3,130
	比 較	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	6 人		23,120 千円	19,151 千円
補 正 前	6		23,120	19,467
比 較	0		0	△ 316

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	372 千円	649 千円	3,524 千円	927 千円	3,130 千円
	補 正 前	372	649	3,524	927	3,130
	比 較	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(6) 人	9,184 千円		1,990 千円
補 正 前	(6)	9,184		1,990
比 較	(0)	0		0

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					

与 費 明 細 書

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
53,445 <small>千円</small>	10,390 <small>千円</small>	63,835 <small>千円</small>	
53,761	10,449	64,210	
△ 316	△ 59	△ 375	

管理職手当	期末勤勉手当	児 童 手 当
<small>千円</small>	<small>千円</small>	<small>千円</small>
	12,288	251
	12,604	251
	△ 316	0

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
42,271 <small>千円</small>	8,670 <small>千円</small>	50,941 <small>千円</small>	
42,587	8,729	51,316	
△ 316	△ 59	△ 375	

管理職手当	期末勤勉手当	児 童 手 当
<small>千円</small>	<small>千円</small>	<small>千円</small>
	10,298	251
	10,614	251
	△ 316	0

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
11,174 <small>千円</small>	1,720 <small>千円</small>	12,894 <small>千円</small>	
11,174	1,720	12,894	
0	0	0	

外書きである。

管理職手当	期末勤勉手当	児 童 手 当
<small>千円</small>	<small>千円</small>	<small>千円</small>
	1,990	
	1,990	
	0	

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
職 員 手 当 等	△ 316	制度改正に伴う増減分	△ 316
		そ の 他 の 増 減 分	

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等によ る加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	(1.175)	(1.075)	(2.25)	有	
	2.225	2.075	4.3		
補 正 前	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.225	2.225	4.45		
国の制度	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.225	2.225	4.45		

()内は、再任用短時間勤務職員の支給率である。

説 明	備 考
給与改定に伴う減	

(議案第92号)

令和3年厚木市議会第8回会議（12月定例会議）

令和3年度

厚木市国民健康保険事業特別会計

補正予算（第2号）

議案第92号

令和3年度厚木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度の厚木市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,671千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,462,329千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月29日提出

厚木市長 小林 常 良

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

1 歳 入

(単 位 : 千 円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 0 繰入金		1,637,987	1,671	1,636,316
	5 他会計繰入金	1,439,809	1,671	1,438,138
歳 入 合 計		21,464,000	1,671	21,462,329

2 歳 出

(単 位 : 千 円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		345,865	1,623	344,242
	5 総務管理費	299,349	1,623	297,726
2 7 保健事業費		236,543	48	236,495
	3 特定健康診査等事業費	146,739	48	146,691
歳 出 合 計		21,464,000	1,671	21,462,329

令和3年度

厚木市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第2号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額
5 国民健康保険料	4,784,514
25 県支出金	14,796,303
35 財産収入	679
40 繰入金	1,637,987
45 繰越金	150,000
50 諸収入	94,517
歳 入 合 計	21,464,000

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5 総務費	345,865	△1,623	344,242
10 保険給付費	14,627,410		14,627,410
22 国民健康保険事業費納付金	6,188,475		6,188,475
27 保健事業費	236,543	△48	236,495
30 基金積立金	261		261
40 諸支出金	45,446		45,446
45 予備費	20,000		20,000
歳 出 合 計	21,464,000	△1,671	21,462,329

(単位: 千円・ %)

補 正 額	計	構 成 率
	4,784,514	22.3
	14,796,303	69.0
	679	0.0
△1,671	1,636,316	7.6
	150,000	0.7
	94,517	0.4
△1,671	21,462,329	100.0

(単位: 千円・ %)

補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	構 成 率
特 定	財 源				
国庫支出金	県支出金	市 債	そ の 他		
				△1,623	1.6
					68.2
					28.8
				△48	1.1
					0.0
					0.2
					0.1
				△1,671	100.0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
40 繰入金	1,637,987	△1,671	1,636,316
5 他会計繰入金	1,439,809	△1,671	1,438,138
5 一般会計繰入金	1,439,809	△1,671	1,438,138
歳 入 合 計	21,464,000	△1,671	21,462,329

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 総務費	345,865	△1,623	344,242		
5 総務管理費	299,349	△1,623	297,726		
5 一般管理費	297,384	△1,623	295,761	一般財源	△1,623
27 保健事業費	236,543	△48	236,495		
3 特定健康診査等事業費	146,739	△48	146,691		
5 特定健康診査等事業費	146,739	△48	146,691	一般財源	△48
歳 出 合 計	21,464,000	△1,671	21,462,329		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10 職員給与費等繰入金	△1,671	1 職員給与費等繰入金減 …………… 【国保年金課】 △1,671

40 繰入金

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	△1,368	1 職員給与費減 …………… 【国保年金課】 △1,623
4 共済費	△255	
3 職員手当等	△41	1 職員給与費減 …………… 【国保年金課】 △48
4 共済費	△7	

5 総務費 27 保健事業費

補 正 予 算 給

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(7) 人 26	千円 12,400	千円 103,000	千円 83,129
補 正 前	(7) 26	12,400	103,000	84,538
比 較	(0) 0	0	0	△ 1,409

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	千円 2,015	千円 1,668	千円 16,142	千円 2,291	千円 8,876
	補 正 前	2,015	1,668	16,142	2,291	8,876
	比 較	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	人 24	千円	千円 97,616	千円 78,021
補 正 前	24		97,616	79,430
比 較	0		0	△ 1,409

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	千円 2,015	千円 1,380	千円 15,388	千円 2,291	千円 8,804
	補 正 前	2,015	1,380	15,388	2,291	8,804
	比 較	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(7) 人 2	千円 12,400	千円 5,384	千円 5,108
補 正 前	(7) 2	12,400	5,384	5,108
比 較	(0) 0	0	0	0

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	千円	千円 288	千円 754	千円	千円 72
	補 正 前		288	754		72
	比 較		0	0		0

与 費 明 細 書

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
198,529 <small>千円</small>	39,371 <small>千円</small>	237,900 <small>千円</small>	
199,938	39,633	239,571	
△ 1,409	△ 262	△ 1,671	

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
2,952 <small>千円</small>	48,045 <small>千円</small>	1,140 <small>千円</small>
2,952	49,454	1,140
0	△ 1,409	0

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
175,637 <small>千円</small>	35,706 <small>千円</small>	211,343 <small>千円</small>	
177,046	35,968	213,014	
△ 1,409	△ 262	△ 1,671	

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
2,952 <small>千円</small>	44,051 <small>千円</small>	1,140 <small>千円</small>
2,952	45,460	1,140
0	△ 1,409	0

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
22,892 <small>千円</small>	3,665 <small>千円</small>	26,557 <small>千円</small>	
22,892	3,665	26,557	
0	0	0	

外書きである。

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
<small>千円</small>	3,994 <small>千円</small>	<small>千円</small>
	3,994	
	0	

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
職 員 手 当 等	△ 1,409	制度改正に伴う増減分	△ 1,409
		そ の 他 の 増 減 分	

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職 務の級等による加 算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	(1.175)	(1.075)	(2.25)	有	
	2.225	2.075	4.3		
補 正 前	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.225	2.225	4.45		
国の制度	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.225	2.225	4.45		

()内は、再任用短時間勤務職員の支給率である。

説 明	備 考
給与改定に伴う減	

(議案第93号)

令和3年厚木市議会第8回会議（12月定例会議）

令和3年度
厚木市介護保険事業特別会計
補正予算（第1号）

議案第93号

令和3年度厚木市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度の厚木市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,401千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,479,599千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月29日提出

厚木市長 小林常良

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

1 歳 入

(単 位 : 千 円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 0 繰入金		2,424,792	1,401	2,423,391
	5 一般会計繰入金	2,424,792	1,401	2,423,391
歳 入 合 計		15,481,000	1,401	15,479,599

2 歳 出

(単 位 : 千 円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		379,478	1,401	378,077
	5 総務管理費	241,036	1,401	239,635
歳 出 合 計		15,481,000	1,401	15,479,599

令和3年度

厚木市介護保険事業特別会計

補正予算（第1号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額
5 保険料	4,262,476
15 国庫支出金	2,768,102
20 支払基金交付金	3,876,825
25 県支出金	2,117,375
30 財産収入	705
40 繰入金	2,424,792
45 繰越金	25,078
50 諸収入	5,647
歳 入 合 計	15,481,000

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5 総務費	379,478	△1,401	378,077
10 保険給付費	13,964,822		13,964,822
18 地域支援事業費	787,505		787,505
25 基金積立金	334,232		334,232
30 諸支出金	4,963		4,963
35 予備費	10,000		10,000
歳 出 合 計	15,481,000	△1,401	15,479,599

(単位：千円・%)

補正額	計	構成率
	4,262,476	27.5
	2,768,102	17.9
	3,876,825	25.0
	2,117,375	13.7
	705	0.0
△1,401	2,423,391	15.7
	25,078	0.2
	5,647	0.0
△1,401	15,479,599	100.0

(単位：千円・%)

補正額の財源内訳					構成率
特 定 財 源				一般財源	
国庫支出金	県支出金	市 債	そ の 他		
				△1,401	2.4
					90.2
					5.1
					2.2
					0.0
					0.1
				△1,401	100.0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
40 繰入金	2,424,792	△1,401	2,423,391
5 一般会計繰入金	2,424,792	△1,401	2,423,391
10 その他一般会計繰入金	354,749	△1,401	353,348
歳 入 合 計	15,481,000	△1,401	15,479,599

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 総務費	379,478	△1,401	378,077		
5 総務管理費	241,036	△1,401	239,635		
5 一般管理費	241,036	△1,401	239,635	一般財源	△1,401
歳 出 合 計	15,481,000	△1,401	15,479,599		

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
5 職員給与費等繰入金	△1,401	1 職員給与費等繰入金減	【介護福祉課】 △1,401

4 0 繰入金

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
3 職員手当等	△1,181	1 職員給与費減	【職員課】 △1,401
4 共済費	△220		

5 総務費

補 正 予 算 給

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(16) 19 人	千円 13,835	千円 87,837	千円 71,324
補 正 前	(16) 19 人	13,835	87,837	72,505
比 較	(0) 0	0	0	△ 1,181

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円
	補 正 後	2,760	1,340	12,734	2,720	9,900
	補 正 前	2,760	1,340	12,734	2,720	9,900
比 較	0	0	0	0	0	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(2) 18 人	千円	千円 86,070	千円 67,885
補 正 前	(2) 18 人		86,070	69,066
比 較	(0) 0		0	△ 1,181

()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円
	補 正 後	2,760	1,340	12,486	2,720	9,900
	補 正 前	2,760	1,340	12,486	2,720	9,900
比 較	0	0	0	0	0	

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(14) 1 人	千円 13,835	千円 1,767	千円 3,439
補 正 前	(14) 1 人	13,835	1,767	3,439
比 較	(0) 0	0	0	0

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円
	補 正 後			248		
	補 正 前			248		
比 較			0			

与 費 明 細 書

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
千円	千円	千円	
172,996	34,495	207,491	
174,177	34,715	208,892	
△ 1,181	△ 220	△ 1,401	

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
千円	千円	千円
1,629	39,206	1,035
1,629	40,387	1,035
0	△ 1,181	0

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
千円	千円	千円	
153,955	31,777	185,732	
155,136	31,997	187,133	
△ 1,181	△ 220	△ 1,401	

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
千円	千円	千円
1,629	36,015	1,035
1,629	37,196	1,035
0	△ 1,181	0

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
千円	千円	千円	
19,041	2,718	21,759	
19,041	2,718	21,759	
0	0	0	

外書きである。

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
千円	千円	千円
	3,191	
	3,191	
	0	

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
職 員 手 当 等	△ 1,181	制度改正に伴う増減分	△ 1,181
		そ の 他 の 増 減 分	

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	(1.175)	(1.075)	(2.25)	有	
	2.225	2.075	4.3		
補 正 前	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.225	2.225	4.45		
国の制度	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.225	2.225	4.45		

()内は、再任用短時間勤務職員の支給率である。

説 明	備 考
給与改定に伴う減	

(議案第94号)

令和3年厚木市議会第8回会議（12月定例会議）

令和3年度

厚木市病院事業会計補正予算（第1号）

議案第94号

令和3年度厚木市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度の厚木市の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和3年度厚木市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(2) 年間患者数			
ア 入院	105,850人	△9,125人	96,725人
イ 外来	169,400人	△12,100人	157,300人
(3) 1日平均患者数			
ア 入院	290人	△25人	265人
イ 外来	700人	△50人	650人

（収益的収入の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 病院事業収益	11,806,266千円	453,046千円	12,259,312千円
第1項 医業収益	10,727,367千円	△805,450千円	9,921,917千円
第2項 医業外収益	1,050,699千円	1,258,496千円	2,309,195千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「337,803千円」を「338,406千円」に、「1,799千円」を「1,850千円」に、「336,004千円」を「336,556千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	639,130千円	28,772千円	667,902千円
第6項 補助金	0千円	28,772千円	28,772千円

支 出				
第1款	資本の支出	976,933千円	29,375千円	1,006,308千円
第1項	建設改良費	215,543千円	28,772千円	244,315千円
第2項	企業債償還金	713,701千円	603千円	714,304千円

令和3年11月29日提出

厚木市長 小林 常 良

令和3年度
厚木市病院事業会計
補正予算（第1号）に関する説明書

令和3年度厚木市病院事業会計 補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業収益			11,806,266	453,046	12,259,312	
	1 医業収益		10,727,367	△ 805,450	9,921,917	
		1 入院収益	6,816,740	△ 587,650	6,229,090	入院診療収益
		2 外来収益	3,049,200	△ 217,800	2,831,400	外来診療収益
	2 医業外収益		1,050,699	1,258,496	2,309,195	
		2 補助金	35,342	1,251,996	1,287,338	県補助金
5 その他医業外収益		81,383	6,500	87,883	支援金	

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入			639,130	28,772	667,902	
	6 補助金		0	28,772	28,772	
		1 補助金	0	28,772	28,772	県補助金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			976,933	29,375	1,006,308	
	1 建設改良費		215,543	28,772	244,315	
		1 固定資産購入費	207,543	28,772	236,315	医療機器
	2 企業債償還金		713,701	603	714,304	
		1 企業債償還金	713,701	603	714,304	企業債元金償還金

令和3年度厚木市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

1	業 務 活 動 に よ る キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー	
	当年度純利益	526,430
	減価償却費	1,045,146
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	962
	賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 27,400
	法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	28,869
	退職給付引当金の増減額 (△は減少)	21,796
	固定資産除却費	10,000
	固定資産売却損	1
	長期前受金戻入額	△ 452,400
	その他	63,444
	受取利息及び受取配当金	△ 2
	支払利息	105,358
	未収金の増減額 (△は増加)	528,699
	未払金の増減額 (△は減少)	10,814
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	1,800
	小計	1,863,517
	受取利息及び受取配当金	2
	利息の支払額	△ 105,358
	業務活動によるキャッシュ・フロー	1,758,161
2	投 資 活 動 に よ る キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 159,647
	有形固定資産の売却による収入	1
	無形固定資産の取得による支出	△ 9,546
	貸付金による支出	△ 14,400
	貸付金の回収による収入	1
	補助金による収入	28,772
	一般会計からの繰入金による収入	475,315
	基金積立による支出	△ 2
	基金取崩しによる収入	15,513
	投資活動によるキャッシュ・フロー	336,007
3	財 務 活 動 に よ る キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	148,300
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 714,304
	他会計借入金の返済による支出	△ 33,287
	リース債務返済による支出	△ 58,206
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 657,497
	資金増加額 (△は減少)	1,436,671
	資金期首残高	1,711,100
	資金期末残高	3,147,771

令和3年度厚木市病院事業予定貸借対照表

(令和4年3月31日)

資産の部

(単位:千円)

1	固定資産			
(1)	有形固定資産			
	イ 土地		2,980,808	
	ロ 建物	13,816,812		
	減価償却累計額	<u>△ 3,196,616</u>	10,620,196	
	ハ 構築物	548,083		
	減価償却累計額	<u>△ 56,941</u>	491,142	
	ニ 器械備品	5,328,497		
	減価償却累計額	<u>△ 4,017,258</u>	1,311,239	
	ホ 車両	9,162		
	減価償却累計額	<u>△ 4,071</u>	5,091	
	ヘ リース資産	423,887		
	減価償却累計額	<u>△ 182,704</u>	241,183	
	ト 建設仮勘定		4,546	
	有形固定資産合計			15,654,205
(2)	無形固定資産			
	イ 電話加入権		1,448	
	ロ ソフトウェア		14,020	
	無形固定資産合計			15,468
(3)	投資その他の資産			
	イ 長期貸付金		46,319	
	ロ 基金			
	(イ) 退職手当基金	101,271		
	(ロ) 病院整備基金	<u>99,612</u>		
	基金合計		200,883	
	ハ 長期前払消費税		935,803	
	投資その他の資産合計			<u>1,183,005</u>
	固定資産合計			16,852,678
2	流動資産			
(1)	現金預金		3,147,771	
(2)	未収金		1,657,258	
(3)	貯蔵品		72,417	
(4)	貸倒引当金		<u>△ 2,662</u>	
	流動資産合計			<u>4,874,784</u>
	資産合計			<u><u>21,727,462</u></u>

負債の部

(単位:千円)

3	固定負債			
(1)	企業債	14,268,164		
(2)	他会計借入金	2,180,799		
(3)	リース債務	233,025		
(4)	引当金			
	イ修繕引当金	28,886		
	ロ退職給付引当金	796,650		
	引当金合計		825,536	
	固定負債合計			17,507,524
4	流動負債			
(1)	企業債	760,454		
(2)	他会計借入金	33,334		
(3)	リース債務	39,582		
(4)	未払金	851,538		
(5)	前受金	2,750		
(6)	預り金	8,402		
(7)	引当金			
	イ賞与引当金	282,489		
	ロ法定福利費引当金	81,970		
	引当金合計		364,459	
	流動負債合計			2,060,519
5	繰延収益			
(1)	長期前受金	3,750,496		
(2)	長期前受金収益化累計額	△ 2,558,743		
	繰延収益合計			1,191,753
	負債合計			20,759,796

資本の部

(単位:千円)

6	資本金			4,034,683
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
	イ受贈財産評価額	2,924,458		
	資本剰余金合計		2,924,458	
(2)	利益剰余金			
	イ減債積立金	62,000		
	ロ当年度未処理欠損金	6,053,475		
	利益剰余金合計		△ 5,991,475	
	剰余金合計			△ 3,067,017
	資本合計			967,666
	負債資本合計			21,727,462

注記（令和3年度）

I 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 総平均法による原価法による。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法による。

主な耐用年数

建物 6～46年

構築物 35年

器械備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法による。なお、自己利用のソフトウェアについては利用可能期間（5年）に基づいている。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。なお、一般会計が負担すると見込まれる額を除く。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度に負担すべき支給見込額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に伴う法定福利費の支出に備えるため、当年度に負担すべき支出見込額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を計上している。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。なお、控除対象外消費税等については、当年度の費用として処理している。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、長期前払消費税勘定に計上し、20年間で均等償却を行っている。

II 予定キャッシュ・フロー計算書

重要な非資金取引

当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ 232,225 千円、255,448 千円である。

III 予定貸借対照表

企業債の償還等に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債等のうち、他会計が負担すると見込まれる額は 5,705,986 千円である。

IV セグメント情報

当院の事業は、単一セグメントであるため、記載を省略している。

V リース契約により使用する固定資産

リース料総額が 300 万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が 300 万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

VI その他

退職給付引当金の取崩しについて

当年度において、退職手当として 77,628 千円を支給するため、退職給付引当金 49,358 千円を使用する。なお、一般会計が負担する額 28,270 千円については、退職給付費から支出する。

令和3年度厚木市病院事業 収益の収入

収入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業収益	11,806,266	453,046	12,259,312
1 医業収益	10,727,367	△ 805,450	9,921,917
1 入院収益	6,816,740	△ 587,650	6,229,090
2 外来収益	3,049,200	△ 217,800	2,831,400
2 医業外収益	1,050,699	1,258,496	2,309,195
2 補助金	35,342	1,251,996	1,287,338
5 その他医業外収益	81,383	6,500	87,883

資本的収入

収入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入	639,130	28,772	667,902
6 補助金	0	28,772	28,772
1 補助金	0	28,772	28,772

支出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出	976,933	29,375	1,006,308
1 建設改良費	215,543	28,772	244,315
1 固定資産購入費	207,543	28,772	236,315
2 企業債償還金	713,701	603	714,304
1 企業債償還金	713,701	603	714,304

会計補正予算実施計画説明書 及 び 支 出

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
入院収益	△ 587,650	
外来収益	△ 217,800	
県補助金	1,251,996	新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金
その他医業外収益	6,500	支援金

及 び 支 出

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
県補助金	28,772	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
固定資産購入費	28,772	医療機器
企業債償還金	603	企業債元金償還金

(議案第95号)

令和3年厚木市議会第8回会議（12月定例会議）

令和3年度
厚木市公共下水道事業会計
補正予算（第1号）

議案第95号

令和3年度厚木市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度の厚木市の公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和3年度厚木市公共下水道事業会計予算第6条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

追加

事 項	期 間	限度額
公共下水道しゅんせつ汚泥処分委託経費	令和4年度	3,520 ^{千円}
公共下水道管きよしゅんせつ作業委託経費	令和4年度	12,100
公共下水道構造物損傷箇所復旧工事経費	令和4年度	19,800
公共下水道汚水柵設置工事経費	令和4年度	16,500

令和3年11月29日提出

厚木市長 小林 常 良

令和3年度
厚木市公共下水道事業会計
補正予算（第1号）に関する説明書

債 務 負 担 行 為 に

1 追 加

事 項	限 度 額
公共下水道しゅんせつ汚泥処分委託経費	<div style="text-align: right;">千円</div> 3,520
公共下水道管きよしゅんせつ作業委託経費	12,100
公共下水道構造物損傷箇所復旧工事経費	19,800
公共下水道汚水枳設置工事経費	16,500

関 する 調 書 (補 正)

令和 2 年度 末 まで の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		令 和 3 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左の財源内訳
期 間	金 額	期 間	金 額	
	千円	令和 4 年度	3,520 千円	損益勘定資金
		令和 4 年度	12,100	〃
		令和 4 年度	19,800	〃
		令和 4 年度	16,500	損益勘定 留保資金